

<別添>

宮崎市生目の杜運動公園 指定管理者業務仕様書

資料編

令和4年7月

宮崎市観光商工部
スポーツランド推進課

目 次

【1】	年間調整業務仕様書	1
【2】	宮崎市生目の杜運動公園の使用料減免に関する要綱	2
【3】	グラウンド維持管理等業務仕様書	7
【4】	オーバーシード工仕様書	9
【5】	宮崎市生目の杜運動公園植栽管理業務仕様書	10
【6】	駐車場料金徴収業務仕様書	13
【7】	中央プロムナード花壇維持管理業務仕様書	14
【8】	消防設備機器明細	15

年間調整業務仕様書

1 年間調整で取り扱う大会

- ①公共団体、スポーツ競技団体、企業体等の主催する大会を対象とします。
- ②年間大会として開催日程を確定しておかなければ、開催に支障をきたす大会とします。
- ③競技施設単位で、午前・午後・夜間のうち2区分以上を連続して使用する大会とします。
- ④宮崎市及び（公財）宮崎市体育協会が主催する、全市民を対象とした「スポーツ教室」及び「講座」も含まれますが、この場合には、2区分以上の使用制限はありません。

2 調整基準

同一日時において、施設に申込みが重複した場合、次の基準で調整します。

- 第1順位 「プロスポーツ等のキャンプ、試合」等
- 第2順位 「全国及び九州規模のスポーツ大会」、「中体連、市小体連主催のスポーツ大会」
「市、市体育協会（市スポーツ少年団本部を含む）主催のスポーツ大会等」
- 第3順位 「市規模のスポーツ大会等」、「県規模のスポーツ大会等」
「県主催のスポーツ大会等」
- 第4順位 上記以外

3 仮決定通知、申込取消及び変更等

- ①申込に対する仮決定通知は、3月上旬に発送します。
なお、4月と5月分の仮決定通知については、2月上旬に発送します。
- ②使用許可申請書の提出期限は、使用月2か月前の18日までです。使用料は同時納付となります。
- ③②の期限までに使用許可申請がない場合、仮決定を取り消します。
- ④使用許可申請後の変更・取消の場合の使用料還付は、市の条例の規定に則り、別表のとおりとします。
- ⑤仮決定後に利用を取り消す場合は、使用月の3か月前の末日までとします。
【例】使用月8月で仮決定後の取消申出は、5月末までに行うことになります。

【別表】変更・取消にともなう使用料の還付について

体育館	使用日の14日前まで	使用料の8割を還付します
	使用日の7日前まで	使用料の5割を還付します
	～使用日まで	還付はありません
運動公園	使用日の15日前まで	使用料の5割を還付します
	～使用日まで	還付はありません

※還付金は施設窓口で還付手続きを経て、使用者の方が指定した口座へ振り込まれます。

(例) 体育館の使用日が9月10日の場合、使用日の7日前までとは

<期間の遡及計算>

	取消日	7日前	6日前	5日前	4日前	3日前	2日前	1日前	使用日
9/1	9/2	9/3	9/4	9/5	9/6	9/7	9/8	9/9	9/10
								起算日	

取消日と使用日の間に7日間必要となります。

よって、この場合は、9月2日が「体育館の使用日の7日前まで」の日となります。

宮崎市生目の杜運動公園の使用料減免に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市公園条例（昭和32年宮崎市条例第32号。以下「条例」という。）第12条第3項の規定に基づき、宮崎市生目の杜運動公園の使用料減免について必要な事項を定める。

(有料公園施設使用料の減免)

第2条 条例第12条第1項に規定する生目の杜運動公園有料公園施設（駐車場を除く。）の使用料は次の場合に減免することができる。

- (1) 市及び市教育委員会が主催又は共催する事業に使用する場合（免除）
- (2) 財団法人宮崎市体育協会が主催する事業に使用する場合（免除）
- (3) 市内の保育園、幼稚園、小学校及び中学校が、保育・学校教育活動又は保育・学校行事に使用する場合（免除）
- (4) 市又は市教育委員会が公用で使用する場合（免除）
- (5) 市内に居住し、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者並びに必要と認められる引率者及び介護人（免除）
- (6) 前号に掲げる者を主に対象とした大会等（免除）
- (7) 市が誘致を行ったプロスポーツチームが行う合宿、大会等で本市のスポーツ及び観光振興に特に寄与すると認められるものに使用する場合（減額又は免除）
- (8) アマチュアスポーツ以外に使用する場合の使用料が定められている施設のうち、日本プロサッカーリーグに加盟し、本市をホームタウンとするクラブが使用する場合
(アマチュアスポーツに使用する場合の使用料に減額)
- (9) その他市長が必要と認めた場合

2 条例第12条第1項に規定する駐車場の使用料は次の車両について免除することができる。

- (1) 市又は市教育委員会が公用で使用する車両
- (2) 身体障害者、知的障害者又は精神障害者を対象とした大会に参加する者の使用する車両
- (3) 大会等取材のための報道関係車両（それと分かるものの提示が必要）
- (4) 商品納品車両（売店、自動販売機に係るもの）
- (5) 警察等緊急車両
- (6) 送迎（タクシーを含む）の車両（ただし、30分以内とする。）
- (7) その他市長が必要と認めた場合

(占用及び行為の許可による使用料の減免)

第3条 条例第12条第2項に規定する使用料は、次の場合に減免することができる。

- (1) 市及び市教育委員会が主催又は共催する催しで、次に掲げる公共性の高いものを開催するために使用する場合
 - ア 身体障害者、知的障害者又は精神障害者を対象とした大会
 - イ 市又は市教育委員会の行政施策を補完すると認められる催し

- (2) 市又は市教育委員会が公用で使用する場合
- (3) 市又は市教育委員会から生目の杜運動公園に関する工事を請け負った者が、その施工のために工事用施設を設ける場合
- (4) 地方公共団体が、公用又は公共性のための都市公園法（昭和31年法律第79号）第7条各号に規定する工作物その他物件又は施設（競技会、集会等のために設けられる仮設工作物を除く。）を設ける場合
- (5) その他市長が必要と認めた場合

（使用料減免の申請）

第4条 使用料の減免（第2条第2項第3号から第6号に係るものを除く。）を受けようとする者は、使用料減免申請書（別記様式第1号）を宮崎市に提出しなければならない。

（使用料の審査及び通知）

第5条 宮崎市は、使用料の減免があった場合は、これを審査し必要と認めたときは、許可書（別記様式第2号）を申請者に送付するものとする。

（減免対象車両の確認）

第6条 駐車場の使用料を減免する車両の料金徴収所における確認方法については、別表第2のとおりとする。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年 6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年 2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年 4月1日から施行する。

生目の杜運動公園の使用料の減免要綱に基づく取扱基準

1. 要綱第2条第1項第3号の学校教育活動ならびに学校行事のうち、部活動は対象としないものとする。

2. 要綱第2条第1項第5号に定める団体であっても、政治活動及び営利活動が伴う場合は除くものとする。

3. 要綱第2条第1項第5号に定める団体が減免の申請をするときは、関係部局の副申書の提出を要するものとする。

4. 要綱第2条第1項第9号に定める市長がその他認める場合とは以下のとおりとする。
 - (1) 宮崎市のスポーツ振興に寄与する大会等
 - (2) 児童・生徒の健全育成に寄与する大会等
 - (3) その他上記2項に準ずる大会等

生日の杜運動公園使用料減免の対象及び減免割合表

No	減免の対象となる場合	減免の対象となる使用料	割合
①	市及び市教育委員会が主催又は共催する行事等に使用する場合	(1) 施設使用料 (2) 附属設備使用料	免除
②	財団法人宮崎市体育協会が主催する行事等に使用する場合		
③	市内の保育園、幼稚園、小学校及び中学校が、保育・学校教育活動又は保育・学校行事に使用する場合		
④	市が公用で使用する場合		
⑤	市内に居住し、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が個人または団体で使用する場合 (引率者及び介護人を含む)		
⑥	市が誘致を行ったプロスポーツチームが行う合宿、大会等で本市のスポーツ及び観光振興に特に寄与すると認められるものに使用する場合	(1) 施設使用料 (2) 附属設備使用料	市長が定める額
⑦	アマチュアスポーツ以外に使用する場合の使用料が定められている施設のうち、日本プロサッカーリーグに加盟し、本市をホームタウンとするクラブが使用する場合	(1) 施設使用料 (2) 附属設備使用料	アマチュアスポーツに使用する場合の使用料

■施設とは

- (1) アイビースタジアム
(屋内練習場、ウォーミングコーナー、会議室、監督室、応接室を含む)
- (2) 第2野球場
- (3) はんぴドーム (ミーティングルーム、附属棟を含む)
- (4) 多目的グラウンドA
- (5) 多目的グラウンドB
- (6) テニスコート (運営棟を含む)
- (7) 陸上競技場 (放送室、写真判定室等を含む)
- (8) 体育館 (会議室を含む)

■附属設備とは

放送設備、照明、スコアボード、備品 (用具、イス、机、テントなど) のすべてをいう。

減 免 の 対 象

区 分	減免対象具体例
(1)市及び教育委員会が主催する事業に使用する場合	・ソフトテニスジュニア ジャパンカップ
(2)財団法人宮崎市体育協会が主催する事業に使用する場合	・宮崎市ジュニアアスリート 強化推進事業 ・みやざきクロスカントリー大会
(3)市内の保育園、幼稚園、小学校及び中学校が、保育・学校教育活動又は保育・学校行事に使用する場合	・運動会 ・遠足
(4)市又は市教育委員会が公用で使用する場合	・市または市教育委員会が主催する 会議 ・施設修繕
(5)(6)市内に居住し、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者を主に対象とした大会等	・宮崎市障害者スポーツ 大会
(7)市が誘致を行ったプロスポーツチームが行う合宿、大会等で本市のスポーツ及び観光振興に特に寄与すると認められるものに使用する場合	・フェニックスリーグ ・プロ野球チームキャンプ ・Jリーグキャンプ
(8)アマチュアスポーツ以外に使用する場合の使用料が定められている施設のうち、日本プロサッカーリーグに加盟し、本市をホームタウンとするクラブが使用する場合	・テゲバジャーロ宮崎

グラウンド維持管理等業務仕様書

1 業務の場所

宮崎市大字跡江4461-1 宮崎市生目の杜運動公園

- (1) アイビースタジアム
- (2) 第2野球場
- (3) 多目的グラウンドA
- (4) はんぴドーム

2 業務の内容

(1) アイビースタジアム

- ①内野グラウンド（マウンド含む）整備
- ②ウォーニングゾーン整備
- ③ブルペン整備（4ヶ所）
- ④ベンチ等清掃
- ⑤倉庫、用具庫の清掃
- ⑥用具、消耗品、備品類の点検、整理、整備及び在庫表作成
- ⑦外野芝生部分のライン引き
- ⑧観客席の排水溝の清掃

(2) 第2野球場

- ①内野グラウンド（マウンド含む）整備
- ②ウォーニングゾーン整備
- ③ブルペン整備（2ヶ所）
- ④ベンチ等清掃
- ⑤倉庫、用具庫の清掃
- ⑥用具、消耗品、備品類の点検、整理、整備及び在庫表作成
- ⑦外野芝生部分のライン引き

(3) 多目的グラウンドA

- ①グラウンド（マウンド含む）整備
- ②ベンチ等清掃
- ③倉庫、用具庫の清掃
- ④用具、消耗品、備品類の点検、整理、整備及び在庫表作成

(4) はんぴドーム【9月下旬～1月上旬のみ ※ただし②④⑤は通年業務】

- ①アリーナ内のマウンド設置と撤去
- ②附属棟（屋内投球練習場）の整備
- ③屋外投球練習場の整備
- ④倉庫、用具庫の清掃
- ⑤用具、消耗品、備品類の点検、整理、整備及び在庫表作成

(5) その他の業務

- ①グラウンド維持管理についてのスケジュール作成
- ②スコアボード、スピードガン、放送設備等の取扱い習得
- ③プロ野球キャンプにおける準備及びキャンプ期間中のグラウンド整備

3 その他

- (1) 事務所はアイビースタジアム内の事務所を使用することができる。また、事務所内に職員を1名以上常駐させること。
- (2) 事務所使用及びグラウンド整備等に係る光熱水費は指定管理者が負担すること。
- (3) グラウンド整備用のトラクター等は宮崎市の備品を無償で貸与する。
- (4) 使用した市の備品類は必ず整備・点検・片付けを行うこと。
- (5) 随時、消耗品等の数量を確認し報告すること。
※プロ野球キャンプ受入れ準備等において発生する物品（ピッチャープレートや塁ベース等競技用物品やグラウンド整備用物品）については市の負担とする。

- (6) 混合土等原材料については、指定管理者の負担とする。
- (7) 毎月、作業報告書を提出すること。(様式は任意とする)
- (8) この仕様書に定めのない事項については、市と協議して定めるものとする。

<注記>

グラウンド・マウンド・ブルペン等整備における特記仕様

標記業務については、下記の仕様に基づき、常に良好な維持管理に努めること。

- 1 日常的整備（アイビススタジアム、第2野球場、多目的グラウンドAが対象）
 - (1) スポーツトラクター等での整地
 - (2) 不陸整正
 - (3) 混合土（黒土6：4砂）の補充
 - (4) 散水
 - (5) 外野芝生部分のライン引き
 - (6) グラウンドの硬さの調整（攪拌・転圧） ※必要に応じて実施
 - (7) グラウンド内排水改善 ※必要に応じて実施
 - (8) その他グラウンドコンディションを良好に保つための措置

日常から利用者に対して良好な施設環境を提供できるよう心がけ、グラウンドコンディションを把握し、適切な維持管理を実施するとともにプロ野球キャンプ等での使用に備えること。

- 2 プロ野球仕様グラウンド整備（※上記日常整備に加えて実施）
 - (1) グラウンドのレベル調整
 - (2) マウンドのレベル調整
 - (3) ブルペンのレベル調整
 - (4) ピッチャープレート、ホームベース、塁ベースの点検・調整
 - (5) 内野グラウンド内の小石等除去 ※必要に応じて実施
 - (6) 雨天時のグラウンドシート対応協力
 - (7) プロ球団の指摘事項への迅速な対応（軽微なもの以外の対応は市と協議すること）
 - (8) 整備人員の確保
 - ①みやざきフェニックス・リーグ時グラウンド整備 4人常駐
 - ②ソフトバンクキャンプ時グラウンド整備
必要に応じ、11人以内を常駐させ万全を期すこと。
 - (9) その他グラウンドコンディションを良好に保つための措置

プロ球団仕様のグラウンドコンディションを達成するために、必要に応じてプロ球団との協議や情報共有に努め、維持管理業務にあたること。

生目の杜運動公園アイビススタジアム・第2野球場・陸上競技場芝生管理
(オーバーシード工) 仕様書

オーバーシード

- (1) オーバーシードの実施前に夏芝の芝刈り、バーチカル、殺菌剤撒布、殺虫剤撒布を行うこと。
- (2) オーバーシードの実施後に目砂撒布を行い、芝生面を均一にすること。
- (3) オーバーシードの実施後に施肥を行い、芝生の生育を促すこと。
- (4) オーバーシードの実施後に灌水を行い、芝生の生育を促すこと。
- (5) 基本の工程は以下のとおりとするが、必要に応じ適宜工程の変更を行うことができる。但し、その場合は、市への報告を行うこと。

アイビススタジアム・第2野球場

作業内容	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
芝刈り	4	4	5	4	4	4	5	30
バーチカル	1							1
殺菌剤撒布	1	1						2
殺虫剤撒布	1	1						2
播種	1			1				2
目砂撒布	1							1
施肥	1	1	1		1		1	5
灌水	状況を見て、必要時に随時行うこと。 特に発芽までは種子を乾燥させないこと。							

※4月から8月もオーバーシードが成功するよう適切な夏芝の管理（育成）を行うこと。

※夏芝への更新作業（コアリング及び芝刈り等）も怠らず実施すること。

陸上競技場

作業内容	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
芝刈り	4	3	3	3	4	4	21
バーチカル	1						1
殺菌剤撒布	1			1			2
殺虫剤撒布	1			1			2
播種	1	1					2
目砂撒布			1	1	1		3
施肥	1	1		1	1		3
バーチドレン				2			2
灌水	状況を見て、必要時に随時行うこと。 特に発芽までは種子を乾燥させないこと。						

※4月から9月の期間は、適切な夏芝の管理（育成）を行うこと。

※夏芝への更新作業（コアリング及び芝刈り等）も怠らず実施すること。

宮崎市生目の杜運動公園植栽管理業務委託仕様書

1 業務実施場所

宮崎市生目の杜運動公園（宮崎市大字跡江4461番地1）

公園内の立木等の植栽（芝生帯は除く）

中央プロムナード花壇は除く

2 業務内容

生目の杜運動公園植栽管理数量表及び作業要領のとおり

3 作業の実施

作業の実施にあたっては、作業スケジュールや工程表を作成すること。

また、作業開始時間や作業箇所等については、公園の運営に支障を与えないよう努めること。

生目の杜運動公園植栽管理 数量表

高木	植栽本数	1,568 本	剪定		11 回	園内巡回	
	施肥1年目	542 本	薬剤散布	スミチオン	2 回	1,568	3,136
	施肥2年目	518 本		マラソン	1 回	1,568	1,568
	施肥3年目	508 本	施肥		1 回	542	542
中低木	植栽本数	383 本	剪定		1 回	383	383
	施肥1年目	194 本	薬剤散布	スミチオン	2 回	383	766
	施肥2年目	189 本		マラソン	1 回	383	383
			施肥		1 回	194	194
生垣	植栽本数	1,851 本	剪定		1 回	5,900	5,900
	植栽面積	940 m ²	薬剤散布	スミチオン	2 回	1,851	3,702
	剪定面積	5,900 m ²		マラソン	1 回	1,851	1,851
	施肥1年目	916 本	施肥		1 回	916	916
	施肥2年目	935 本	人力除草		4 回	940	3,760
寄植			剪定		1 回	13,070	13,070
	植栽面積	8,110 m ²	薬剤散布	スミチオン	2 回	8,110	16,220
	剪定面積	13,070 m ²		マラソン	1 回	8,110	8,110
			施肥		2 回	8,110	16,220
			人力除草		4 回	8,110	32,440
アイビー			剪定		2 回	3,590	7,180
	植栽面積	550 m ²	薬剤散布	スミチオン	2 回	3,590	7,180
	剪定面積	3,590 m ²		マラソン	1 回	3,590	3,590
			施肥		1 回	550	550
洋木	植栽本数	3 本	剪定		1 回	3	3
			薬剤散布	MC	3 回	3	9
			施肥		1 回	3	3
除草工	平地	1,970 m ²	草刈	平地	6 回	1,970	11,820
	急傾斜	520 m ²		急傾斜	6 回	520	3,120
		550 m ²			3 回	550	1,650
	道路沿い	140 m ²			3 回	140	420

生目の杜運動公園植栽管理業務 作業要領

1.剪定等について

- ・高木の剪定は、高木の枯損枝や支障枝(通行や採光などに支障となる枝等)について月1回園内を巡回し剪定等を行うこと。
- ・中低木の剪定は、樹種等により適正に樹形を整えること。
- ・生垣、寄植の剪定は、花木等については、花芽の時期を外して剪定を行うこと
- ・アイビーの剪定は、徒長枝等について剪定し、樹形を整えること。
- ・洋木(ワシントンニアパーム)については、台風等で飛ばないように、また、通行者等の安全に配慮してあらかじめ枯損枝等を撤去すること

2.薬剤散布について

- ・薬剤散布は、年3回、害虫が発生する前に散布することとし、公園利用者に迷惑とならないよう作業を行うこと。
- ・洋木 ヤシオサゾウ虫対策のため年3回散布すること
- ・薬剤散布量については、植栽本数及び面積に応じて設計数量を算出し、散布量を散布前と散布後に管理すること。(搬入量と空缶等管理)

3.施肥について

- ・高木 数量全体を3つに分け、3年に一回施肥を行う。
- ・中低木 数量全体を2つに分け、2年に一回施肥を行う。
- ・寄植、洋木 年に1回施肥を行う。
- ・アイビー 年1回の施肥を行う。
- ・施肥量については、植栽本数及び面積に応じて設計数量を算出し、施肥量を散布前と散布後に管理すること。(搬入量と空袋等管理)

4.写真管理について(特記)

- ・各管理工においては、着工前と完成が比較できるように同じアングルで撮影するとともに、左右で比較できるように並べて製本すること。
- ・業務委託報告書においては、提出時期の直前の写真を各ゾーンごとに撮影し、報告書巻頭に添付すること(ゾーンについては、6区画ぐらいに適宜区分すること)

5.監督員の立会

- ・各作業において、作業が完了ごとに監督員の立会をもとめること。
- ・監督員は、作業の種類・数量・出来高を確認すること。

駐車場料金徴収業務仕様書

(1) 業務の実施日及び時間

- ①徴収日 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、プロ野球キャンプ期間中の練習日
- ②徴収時間 午前10時00分から午後6時00分まで
ただし、12月29日から1月3日は休業日とする。

(2) 勤務体制・時間

<勤務時間>

- ◇通常時・プロ野球キャンプ時 午前10時00分から午後6時00分まで
ただし、料金徴収の準備等に必要な時間については、勤務を要す。

- ◇送迎車両対応 午前10時00分から午後3時00分と午後1時00分から午後6時の5時間
(実施日 土・日・祝日、プロ野球キャンプ時も同様)

<勤務体制>

- ◇通常時 5名（西駐車場1名、南駐車場2名、東駐車場1名、予備1名）
- ◇プロ野球キャンプ時 5名（南駐車場2名、東駐車場1名、予備2名）
- ◇送迎車両対応 2名（南駐車場2名）

(3) 業務内容

- ①駐車場使用料の徴収
- ②徴収金額を翌銀行営業日までに、指定金融機関に振り込む
- ③送迎車両の駐車場入出管理
- ④駐車台数の集計及び徴収金額の集計及び統計表の作成
- ⑤駐車場周辺の簡易な清掃（美観の維持）
- ⑥施設の問い合わせに対する対応・案内（施設などについての知識習得が必要）
- ⑦その他、駐車場料金収納業務に関わる全般に関すること（利用者サービス向上に努める）

中央プロムナード花壇維持管理業務仕様書

- (1) 業務の場所
生目の杜運動公園中央プロムナード花壇
- (2) 業務の内容

項目	作業内容
草花植付	草花植付を年3回実施する。枯れた花は適宜植え替える。
施肥	堆肥、土壌改良剤を年3回実施。(土の状態に応じて行う)
追肥	花の状態に応じて使用する肥料の種類、回数を決定する。
除草	適宜行う。主要行事前には、除草を完了し美観を保持する。
灌水	適宜行う。生目の杜運動公園内散水栓を使用する(水道料は市負担)
その他	病虫害駆除、花の切り戻し、花殻摘み等必要に応じて実施すること。

消防設備機器明細

1. アイビススタジアム

機器名並びに装置内容	数量	単位	摘要
[消火器具]			
粉末消火器	40	本	
[屋内消火栓設備]			
加圧送水装置	1	組	ポンプ・モーター
操作盤	1	台	
消火栓	22	基	
表示盤	1	台	
起動用スイッチ	22	基	
呼水装置	1	台	
放水試験費	1	式	
常用電源	1	式	
接地抵抗測定	1	式	
絶縁抵抗測定	1	式	
[誘導灯設備]			
避難口誘導灯	27	台	B級B L型
避難口誘導灯	13	台	B級B L型
室内通路誘導灯	20	台	B級B L型
階段通路誘導灯	21	台	
誘導標識	2	枚	
誘導灯信号装置	6	台	
[非常用放送設備]			
増幅器操作部	1	台	840W20回線
自動火災報知器設備連動	1	式	
作動試験	1	式	
スピーカー	132	個	
音量調整機	77	個	
常用電源	1	式	
予備電源	1	式	
接地抵抗測定	1	式	
絶縁抵抗測定	1	式	
[自動火災報知設備]			
受信機	1	台	GR型510回線
中継基盤	2	台	
差動式スポット型感知器	84	個	
定温式スポット型感知器	16	個	
光電式スポット型感知器	65	個	
発信機	24	個	P型1級
電鈴	1	個	
表示灯	24	個	
ガス漏れ検知器	1	個	
消火栓起動装置	1	台	
交流電源	1	式	
予備電源	1	式	
接地抵抗測定	1	式	
絶縁抵抗測定	1	式	
[避難器具]			
救助袋	5	台	垂直式
[防火設備]			
防災制御盤	1	台	2回線
光電式スポット型感知器	2	個	
防火戸閉鎖装置	2	個	
[自家発電設備]			

2. はんぴドーム

機器名並びに装置内容	数量	単位	摘要
[消火器具]			
粉末消火器	28	本	
基本料金	1	式	
[屋内消火栓設備]			
加圧送水装置	1	組	ポンプ・モーター
操作盤	1	台	
消火栓	8	基	
表示盤	1	台	
起動用スイッチ	8	基	
呼水装置	1	台	
放水試験費	1	式	
常用電源	1	式	
接地抵抗測定	1	式	
絶縁抵抗測定	1	式	
[自動火災報知設備]			
受信機	1	台	GR型510回線
差動式スポット型感知器	19	個	
定温式スポット型感知器	10		
光電式スポット型感知器	18	個	
発信機	8	個	P型1級
電鈴	9	個	
表示灯	8	個	
消火栓起動装置	1	台	
交流電源	1	式	
予備電源	1	式	
接地抵抗測定	1	式	
絶縁抵抗測定	1	式	
[非常用放送設備]			
増幅器操作部	1	台	480W20回線
自動火災報知器設備連動	1	式	
作動試験	1	式	
スピーカー	27	個	
常用電源	1	式	
予備電源	1	式	
接地抵抗測定	1	式	
絶縁抵抗測定	1	式	
[防火設備]			
防災制御盤	1	台	2回線
光電式スポット型感知器	8	個	
防火戸閉鎖装置	5	個	

3. 陸上競技場

機器名並びに装置内容	数量	単位	摘要
[消火器具]			
粉末消火器	18	本	
[自動火災報知設備]			
受信機	1	台	P型1級10回線
差動式スポット型感知器	21	個	
定温式スポット型感知器	4	個	
光電式スポット型感知器	12	個	
発信機	5	個	P型1級
電鈴	1	個	
表示灯	5	個	
交流電源	1	式	
予備電源	1	式	
接地抵抗測定	1	式	
絶縁抵抗測定	1	式	
[非常用放送設備]			
増幅器操作部	1	台	120W20回線
自動火災報知器設備連動	1	式	
作動試験	1	式	
スピーカー	22	個	
音量調整器	10	個	
常用電源	1	式	
消火栓起動装置	1	式	
交流電源	1	式	
予備電源	1	式	
接地抵抗測定	1	式	
絶縁抵抗測定	1	式	
[誘導灯設備]			
避難口誘導灯	2	台	B級B L型
避難口誘導灯	2	台	B級B L型
避難口誘導灯	2	台	C級
通路誘導灯	2	台	B級B L型
誘導灯信号装置	1	枚	
[防火設備]			
防災制御盤	1	台	4回線
光電式スポット型感知器	3	個	
防火戸閉鎖装置	3	個	

4. 管理棟

機器名並びに装置内容	数量	単位	摘要
[消火器具]			
粉末消火器	9	本	
[自動火災報知設備]			
受信機	1	台	P型1級20回線
副受信機	1	台	
差動式分布型感知器	12	個	
差動式スポット型感知器	16	個	
定温式スポット型感知器	6	個	
光電式スポット型感知器	8	個	
発信機	5	個	P型1級
電鈴	6	個	
表示灯	5	個	
交流電源	1	式	
予備電源	1	式	
接地抵抗測定	1	式	
絶縁抵抗測定	1	式	
[誘導灯設備]			
避難口誘導灯	2	台	B級B L型
避難口誘導灯	5	台	B級B L型
通路誘導灯	2	台	B級B L型
階段通路誘導灯	1	台	
誘導灯信号装置	1	枚	
光電式スポット型感知器	5	個	
[非常用放送設備]			
遠隔操作部	1	台	
常用電源	1	式	
接地抵抗測定	1	式	
絶縁抵抗測定	1	式	